

江田島市教育委員会会議録

令和6年5月20日（月）令和6年第7回教育委員会会議定例会を江田島市教育委員会会議室において開催しました。

1 開会及び閉会に関する事項

開会 午前 10時00分

閉会 午前 10時32分

2 出席者（5名）

教育長 岡田 學

教育長職務代理者 三島 雅司

委員 小宇根 康典

委員 長坂 睦子

委員 長迫 香

3 欠席者

なし

4 出席説明員

教育部長 矢野 圭一

学校教育課長 黒小 大介

生涯学習課長 大野 真理

学校給食共同調理場総括場長 仁井 雄一

大柿自然環境体験学習交流館長 西原 直久

5 事務局

学校教育課 課長補佐兼総務係長 濱中 健三

6 傍聴人

なし

7 議事日程

(1) 教育長報告

(2) 会議録署名委員の指名

(3) 議案第21号 令和7年度に市立学校で使用する教科用図書の採択基本方針案について

(4) 議案第22号 学校運営協議会委員の委嘱について

(5) 承認第8号 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免につ

いて

(6) 承認第9号 江田島市学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について

8 議事の概要

○ 教育長

ただいまから、令和6年第7回江田島市教育委員会会議、定例会を開会いたします。
ただ今の出席委員は5名です。定足数（3名）に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

審議に入る前に、日程第4、議案第22号から日程第6、承認第9号までにつきましては、人事に関する案件であることから、公開しないで審議することが適当ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

(全員異議なし)

○ 教育長

それでは、お諮りいたします。

議案第22号、承認第8号、承認第9号につきましては、公開しないことに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

○ 教育長

挙手全員と認めます。

したがいまして、議案第22号、承認第8号、承認第9号につきましては、公開しないで審議することに決定いたしました。

○ 教育長

日程第1、「教育長報告」を行います。

議案書、2ページをお開きください。

「教育長報告」を行います。

(省略)

以上で、教育長報告を終わります。

○ 教育長

日程第2、「会議録署名委員の指名」は、会議規則第15条第2項の規定により、あらかじめ署名委員の順番を決めておりますので、今回は、長迫委員をお願いします。

○ 教育長

日程第3、議案第21号「令和7年度に市立学校で使用する教科用図書の採択基本方針案について」を議題とします。

事務局から、説明をお願いします。

○ 教育部長

ただ今上程されました議案第21号について説明します。

議案書、3ページをお願いします。

提案理由です。

令和7年度に中学校で使用する教科用図書の採択に関しまして、基本方針を定める必要がありますので、江田島市教育長に対する事務委任規則第2条第9号の規定によりまして、委員会の議決を求めるものでございます。

内容については、学校教育課長から、説明いたします。

○ 学校教育課長

議案書、4ページをお願いします。

(1) 採択の基本を御覧ください。

教科用図書は、学校教育において、教科の主たる教材として使用される重要なものであることを認識し、教育基本法や学校教育法で明確に示された教育の理念や目標及び学習指導要領に示された各教科の目標や内容等に則り、本市の児童生徒に最も適切な教科用図書を採択する。

また、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書については、児童生徒の障害の状態及び発達の段階に適合したものを採択することとしています。

学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書については、また後程説明します。

その際、次の観点に基づいて、広島県教育委員会が作成する「選定資料」を活用して十分な調査研究を行うとして、観点をその下に示しております。

ア 中学校用教科用図書について

- (ア) 知識及び技能の習得
- (イ) 思考力、判断力、表現力等の育成
- (ウ) 主体的に学習に取り組む工夫
- (エ) 内容の構成・配列・分量
- (オ) 内容の表現・表記

イ 学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書について

- (ア) 内容の特徴・程度
- (イ) 内容の構成・配列・分量
- (ウ) 内容の表現・表記
- (エ) 印刷・製本の状態

とされております。

これらの観点につきましては、これまでと変更はありません。

続いて、(2) 適正かつ公正な採択の確保についてです。

ア 教科書発行者等による宣伝行為等に影響されることなく、採択権者の権限と責任において、採択における適正、公正を期す。

イ 特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することがないようにする。

ここに載っております、教科書発行者と関係を有する者について、具体的に申し上げると、採択に関与する方々の三親等以内に教科書発行者に勤務する者がいないということになります。

教育委員の皆様を含めて確認を行い、採択を行ってまいります。

続いて、(3) 開かれた採択の推進についてです。

ア 採択結果及び採択理由について、採択後、遅滞なく公表する。

イ 次の事項について、採択後、遅滞なく公表するよう努める。

(ア) 市立学校において使用する教科用図書の研究のために資料を作成したときは、その資料。

(イ) 教育委員会会議の議事録

ウ その他開かれた採択を推進する観点から有用と思われる情報の公表について、検討するとしています。

議案書、5 ページをお願いします。

続いて、2 方法、組織及び手続についてです。

江田島市教育委員会は、広島県教育委員会の指導、助言又は援助を受け、次の方法、組織及び手続によって、採択を行うとしています。

(2) 中学校用教科用図書についてを御覧ください。

今年度は中学校用の採択となります。

ア 中学校用教科用図書の採択は、文部科学省「中学校用教科書目録（令和7年度使用）」に記載されている教科書のうちから行う。

イ 江田島市教育委員会は、採択に係りその責任を明確にするとともに、教育関係者のみならず保護者、地域住民に説明責任を果たすことができるよう、次のとおり、採択組織及び手続を確立する。

(ア) 選定委員会においては

- ・ 江田島市教育委員会が定めた方針に基づき、調査員に教科用図書を調査する観点等を示す。
- ・ 地域の特色を生かすとともに多様な意見が反映されるよう、委員には保護者や学識経験者を加える。
- ・ 今年度採択する教科用図書について審議し、その結果について理由を付して、江田島市教育委員会に答申する。

(イ) 調査員においては

- ・選定委員会から示された観点等に基づき、今年度採択する教科用図書について綿密な調査研究を行い、報告する。
 - ・その際、特定の教科用図書に絞り込むことなく、今年度採択する教科用図書の特徴について意見を付す。
 - ・専門的な調査研究を行うことから、調査員は校長及び教員等とする。
 - ・採択の公正を期すため、調査員は選定委員会の委員と重複しない。
- としております。

続いて、(3) 学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書についてです。

ア 文部科学大臣の検定を経た下学年用教科用図書又は文部科学省著作教科用図書の採択を十分考慮した上、小・中学校等の特別支援学級で特別の教育課程を編成する場合に検定済教科用図書を使用することが適当でない場合には、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書を採択する。

ただし、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書は、原則、文部科学省の「令和7年度用一般図書一覧」に登載された図書のうちから採択する。

イ 各学校は、教科書選定会議等を設置し、教科用図書を種目ごとに選定するとともに、選定理由書を採択権者に提出する。

この基本方針に基づいて、令和7年度に使用する教科用図書の採択を進めてまいりたいと考えております。

議案書、6ページに今年度の日程をおおまかに示しています。

なお、調査員はこれから6月に入りますと、調査会議、教科書の内容について調査を始めていくわけですが、中学校の場合は安芸郡海田町、府中町、坂町と合同でその調査を行います。

以上で説明を終わります。

○ 教育長

説明が終わりました。

質疑はございませんか。

○ 小宇根委員

他の町と合同で採択するという事は、江田島市から出す調査員が単独で実施する場合よりも少なくなるということですか。

○ 学校教育課長

安芸郡と合同で実施するという事で、各教科2名ずつとしております。

○ 小宇根委員

単独でやる場合は。

- 学校教育課長
単独でやった場合は、4名から5名程度で行いますので、それよりは少なくなっています。
- 三島委員
教科書の展示は行いますか。
- 学校教育課長
能美市民センター1階のロビーで行います。
- 小宇根委員
展示を見に来られる方はそんなに多くないですか。
- 学校教育課長
小学校のときは少なかったです。
- 三島委員
ちょっと前の新聞で読んだんですが、教科書の中にQRコードがたくさんあるようなことを書いてたんですが、そうなんですか。
- 学校教育課長
最近はICTの活用というところを含めて、教科書のページの中にQRコードが載っていて、そこを読み取ると実際に動画で、例えば漁業の様子が見れたりだとか、遺跡などの実際の映像が見れたりという、そういった工夫がたくさん施されているものがあります。
そういったところも、主体的に取り組む工夫というところで、こどもたちが実際に自分たちで見れるというところを、観点としては評価しながら採択していきます。
- 教育長
議案書4ページの採択権者というのは、教育委員会ということでいいですか。
- 学校教育課長
はい。
- 教育長
議案書6ページ、日程表にある8月19日に予定されている教育委員会会議については、傍聴を認める方向ということでよいですか。
- 学校教育課長

はい。

○ 教育長

それでは、これで、本件の審議を終わります。

採決に移ります。

本案は、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

(全員異議なし)

○ 教育長

全員異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

○ 教育長

日程第4、議案第22号「学校運営協議会委員の委嘱について」を議題とします。

(非公開)

○ 教育長

日程第5、承認第8号「教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免について」を議題とします。

(非公開)

○ 教育長

日程第6、承認第9号「江田島市学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について」を議題とします。

(非公開)

○ 教育長

以上で、本日の会議に付された審議事項は、全て終了いたしました。

次回の教育委員会会議は、6月17日(月)、午前10時00分、鹿川小学校で開催を予定しています。

他になければ、これで閉会します。

江田島市教育委員会会議規則の規定により、ここに署名する。

江田島市教育長

署 名 委 員